

国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月28日 20 経教 規則第16号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成<u>23</u>年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>第5条～第9条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、平成<u>23</u>年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条 省略 (現行どおり)</p> <p>(雇用契約の更新)</p> <p>第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成<u>24</u>年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。</p> <p>第5条～第9条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、平成<u>24</u>年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p> <p>別表 省略 (現行どおり)</p>	

附 則 (23経教規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。